

# 令和4年度税制改正要望

令和3年9月

日 本 製 紙 連 合 会  
会 長 野 沢 徹

〒104-8139

東京都中央区銀座 3-9-11  
電話 03 (3248) 4801

## はじめに

世界経済は、主要国を中心にコロナショックからの回復へ向かいつつありますが、ワクチン接種の進捗や経済対策の違い等から、国・地域によって回復の度合いには大きなばらつきがみられます。わが国経済も、一進一退の状況が続いており、海外経済の回復を背景に、輸出の増加等が景気を下支えするものの、度重なる緊急事態宣言の発出で外出自粛が求められる状況が続き、依然として不透明感が漂っております。

こうした経済情勢の下、紙・板紙の需給は、コロナ禍における人流の停滞や各種制限措置によって、紙を中心とするグラフィック用紙需要の動きが大きく抑制され、先行き予断を許さない状況が続いております。

しかしながら、このような厳しい状況の中でも、製紙各社は、生産体制の再構築、一層の生産性向上、省エネ、物流コスト等の削減、製品の高付加価値化、新興国市場をはじめとする海外での事業展開等に加えて、コロナ収束後の新常态における需要構造の変化も見据え、それぞれの強みを生かした経営戦略に知恵を絞っております。

製紙産業は、多くの森林を保有する循環型産業として、責任を持って貴重な森林資源の保全に努め、二酸化炭素の吸収固定、水資源確保に貢献するとともに、紙をリサイクルすることで資源リサイクルシステムの一翼を担ってまいりました。また、建材等では有効活用されにくい端材や林地残材を製紙原料や燃料として活用し、「森のリサイクル」にも貢献しており、その一環として、バイオマス発電等、再生可能エネルギーの拡大にも積極的に取り組んでおります。

製紙業界では、2021年1月に「地球温暖化対策 長期ビジョン 2050」を策定し、カーボンニュートラル産業の構築実現を目指して、取り組みを開始いたしました。我々が供給する紙・板紙製品は、様々な生活様式を支える重要な資材であると同時に、究極的に炭素を固定・循環させているカーボンニュートラルな素材でもあり、2050年のカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指す、わが国において、製紙産業の果たす役割の重要性を強く認識しております。

つきましては、令和4年度税制改正にあたり、製紙業界をより活力ある産業とするため税制面でご支援いただきたく、下記の要望事項について特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

# 令和 4 年度税制改正要望項目

## I. 重点要望項目

### 1. カーボンニュートラルに向けた支援

- (1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充・・・・・・・・・・1 頁
- (2) 研究開発促進税制の維持・拡充・・・・・・・・・・2 頁
- (3) エネルギー関係諸税の見直し・・・・・・・・・・2 頁

### 2. 法人税の見直し

- (1) 実質的な法人課税の負担軽減・・・・・・・・・・3 頁
- (2) 欠損金の扱いの見直し・・・・・・・・・・3 頁
- (3) 受取配当益金不算入の見直し・・・・・・・・・・3 頁

### 3. その他

- (1) 償却資産に対する固定資産税の見直し・・・・・・・・・・4 頁
- (2) インボイス制度における消費税額に係る従来からの端数処理方法の維持・4 頁
- (3) 印紙税の廃止・・・・・・・・・・5 頁
- (4) 地方税の見直し・・・・・・・・・・5 頁
- (5) 国際課税制度の適正化・・・・・・・・・・6 頁

## II. 要望項目

### 1. 設備投資のための環境整備

- (1) 減価償却制度における定率法の維持・・・・・・・・・・6 頁
- (2) 環境対策設備の固定資産税特例制度の延長・・・・・・・・・・6 頁
- (3) 特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の見直し・・・・・・・・6 頁

## 2. 国際課税

- (1) 外国税額控除制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 頁
- (2) 国際的な取引に関する税務手続の簡素化・合理化・・・・・・・・・・7 頁

## 3. その他

- (1) 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止・・・・・・・・7 頁
- (2) 企業年金に関する特別法人税の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・7 頁
- (3) 税法と企業会計の調和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 頁

## I. 重点要望項目

### 1. カーボンニュートラルに向けた支援

#### (1) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充

昨年度創設された「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、民間企業による脱炭素化投資を加速させるため、「大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備」と「生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備」の導入に対し、税額控除又は特別償却を認める制度である。

本制度の「生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備」に関して、長年にわたりエネルギー転換、省エネに取り組んできた業界においては、炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量）は既に高い水準にあり、優遇措置内容の見直しを要望する。また、「大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備」に関して、大きな脱炭素効果を持つ製品に使用される中間製品の生産設備も対象として追加することを要望する。さらに、これらの設備投資は多額なため、長期的に取り組む必要があり、適用期間の延長を要望する。

##### ① 炭素生産性の向上による優遇措置内容の見直し

本制度は、事業所等の炭素生産性の向上割合によって、優遇措置が受けられるが、長年、積極的に CO<sub>2</sub> 排出削減等の取り組みを進めてきた企業にとって、短期間で更なる炭素生産性の向上は、大変困難なものとなる。炭素生産性の向上による優遇措置内容については、現行の「3年以内に7%以上向上した場合、税額控除5%（又は特別償却50%）」から「3年以内に5%以上向上した場合、税額控除5%（又は特別償却50%）」に引き下げるべきである。

##### ② 大きな脱炭素効果を持つ製品に使用される中間製品の対象設備の追加

本制度は、燃料電池等の限定された5製品（需要開拓商品）の生産設備のみが、「大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備」とされているにすぎず、対象設備がかなり限定されている。需要開拓商品に使用される中間製品の生産設備についても対象に追加を要望する。

また、地球温暖化対策計画においてカーボンニュートラルの実現に寄与することが明示されているバイオマス資源である木材を活用した製品（セルロースナノファイバー等）の生産設備についても本制度の対象にすることを要望する。

### ③ 税制適用期間の拡大

カーボンニュートラルは国としても企業としても長期的な目標であり、所得の発生状況に関わらず取り組まなければならない課題であるため、現行の本制度の適用期間である 3 年間で最低でも 5 年間に拡大するとともに、税額控除超過額の繰越を認めるべきである。

## (2) 研究開発促進税制の維持・拡充

研究開発促進税制を維持するとともに、税額控除限度超過額繰越制度を復活すべきである。

研究開発促進税制は企業の研究開発投資を促す効果的な特例制度であり、本制度の維持・拡充は、成長戦略の実現に不可欠である。コロナ禍により企業収益が減少する一方で、研究開発費は一定程度必要とされる。このため、控除上限は本制度利用の足かせとなることから、税額控除限度超過額繰越制度を復活すべきである。

## (3) エネルギー関係諸税の見直し

既存のエネルギー関係諸税は、エネルギーコストの上昇に拍車をかけ、企業の国際競争力を著しく損なうことから、地球温暖化対策税の見直し等が必要である。

また、気候変動問題への対応としての「成長に資するカーボンプライシング」については、丁寧かつ慎重な議論が必要であり、企業に新たなコスト負担を強いる炭素税等の導入には反対する。

## 2. 法人税の見直し

### (1) 実質的な法人課税の負担軽減

日本の法人実効税率は、平成 30 年度以降 29.74%と産業界が要望した 20% 台まで引き下げられた。しかしながら一方で、課税ベースも拡大された結果、当業界においては、多くの企業で税負担が増加している。

従って今後は企業の法人課税負担が実質的に軽減するよう法人税改革を進め、法人実効税率を OECD 主要国平均・アジア近隣諸国の 25%程度まで引き下げるべきである。

国際競争力上、イコールフットィングを達成するために、法人実効税率を 25%程度まで引き下げるべきである。その際、外形標準課税の税率引き上げ等課税ベースの拡大を行うことなく、実質的に企業の法人課税負担が軽減するよう、法人税改革を進めていくべきである。

### (2) 欠損金の扱いの見直し

繰越控除期間は現行 10 年となっているが、繰越期間を無期限とするとともに、損金算入可能額の当期所得 50%制限を緩和すべきである。

また、大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰戻還付（1 年間）の期間の延長を要望する。

わが国の欠損金制度は欧米諸国に比べ、控除限度及び繰越期間の制限が厳しく、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも不利である。また企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的に将来を見据えた経営を行う上で、非常に重要である。

### (3) 受取配当益金不算入の見直し

株式保有割合に従い、それぞれ 50%、20%となっている益金不算入割合を、全額益金不算入とするとともに、受取配当に係る負債利子控除については特定利子制度を復活し、特定利子は負債利子に含めないようにすべきである。

配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来、二重課税排除の観点から全額益金不算入とすべきである。

- (注) 特定利子：① 社債の利子（社債発行差金を含む）  
② 金融機関及び国等からの借入金でその返済期間が3年以上のものにかかる利子  
③ 商品の販売等の対価として受け取った手形の割引料

### 3. その他

#### (1) 償却資産に対する固定資産税の見直し

新型コロナウイルスの影響により企業収益が減少している状況を踏まえ、償却資産に対する固定資産税の課税制度を見直すべきである。

##### ① 償却資産に対する固定資産税の廃止

本税制は利益に関係なく一定水準課税される制度のため、企業収益が厳しい状況下にあつて、企業の負担は大きく、今すぐ廃止すべきである。

##### ② 固定資産税（地方税法）の残存価額5%の撤廃

固定資産税の償却計算方法は、残存価額5%を法人税法に合わせ撤廃すべきである。

コロナ禍対策として、中小事業者が負担する設備や建物等について、全額免除、1/2軽減の特例措置が設けられたが、この際、本制度を廃止すべきである。償却資産に対する固定資産税課税は、国際的に稀であり、対象が一部の設備型産業に偏るため、課税の公平性で問題がある。また本税制は企業収益を考慮しないため、特に赤字決算企業は大きな負担を強いられる。さらに投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぎ、政府の進めている成長戦略とも逆行する。

#### (2) インボイス制度における消費税額に係る従来からの端数処理方法の維持

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）では、消費税額に係る端数処理について「一請求書当たり税率ごとに1回」とする規定が設けられている。インボイス制度導入後も従来の処理（個々の製商品ごとの端数処理）を認めるべきである。

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）では、消費税額に係る端数処理について「一請求書当たり税率ごとに1回」とする規定が設けられている。平成元年の消費税の導入以降、個々の製商品ごとに端数処理を行う仕組みで業務システム・会計システムを構築している企業は多く存在しており、これを請求書ごとに計算する仕組みに改修する場合、その影響範囲は広く、改修に係るコストは膨大なものにならざるを得ない。令和5年10月の導入が間近に迫っており、早急に見直すべきである。

### (3) 印紙税の廃止

印紙税を廃止すべきである。

同一内容の文書に対し紙の書類には課税され、インターネット上の電子商取引には課税されないのは課税の公平性の観点から問題である。経済取引のペーパーレス化が著しく進展する中、紙を媒体とした文書のみ課税する印紙税は合理性が失われている。

### (4) 地方税の見直し

地方法人課税は、地域間の偏在性が大きく、税収も不安定である。従って、法人事業税、法人住民税の所得に対する課税部分は国税の法人税に統合するとともに、地方税の申告納付先の一元化を可能として、交付税等により適切に配分すべきである。

また、法人事業税に関して、付加価値割の計算方法を見直し、申告書類の整理・合理化も図るとともに、収入金課税を廃止し、一般事業と同様な扱いとすべきである。

これにより、地方法人課税の偏在是正、税制の簡素化による企業の事務負担軽減を図るべきである。

- ① 地方法人所得課税の国税化
- ② 地方税の申告納付先の一元化
- ③ 法人事業税付加価値割の計算方法見直し及び申告書類の整理・合理化
- ④ 法人事業税における電気供給業に係る収入金課税の廃止

## (5) 国際課税制度の適正化

企業の税務リスクを少なくし、グローバル活動を円滑にするために、国際課税制度の適正化を進めるべきである。新たな需要開拓のため新興国市場等、海外への進出が求められている当業界にとって、国際課税制度の重要性は一段と高まり、税務リスクは無視できない状況となっている。

### ① デジタル経済における調和のとれた国際課税制度の実現

経済のデジタル化に伴い、実物に着目した従来の国際課税ルールでは、適正な課税が困難となっている。OECD等の国際的な議論を踏まえつつ、企業に対していたずらな増税とならず、また、実務負担にも配慮した、国際的に調和のとれた新たな課税ルールの整備を要望する。

### ② 相互協議後の更正

租税条約締結国との移転価格課税の場合は、相互協議後でなければ更正できない制度とすべきである。

## II. 要望項目

### 1. 設備投資のための環境整備

#### (1) 減価償却制度における定率法の維持

減価償却制度は、現在定率法・定額法の選択適用になっているが、定額法に一本化することなく、定率法を維持すべきである。

定率法の廃止は、新規設備投資を抑制する恐れがある。

#### (2) 環境対策設備の固定資産税特例制度の延長

環境対策設備（汚水廃液処理設備）の固定資産税課税標準の特例制度（適用期限：令和4年3月31日）の延長を要望する。

#### (3) 特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の見直し

本制度を時限措置ではなく恒久化し、先行取得期間を1年から3年に緩和すべきである。

## 2. 国際課税

### (1) 外国税額控除制度の見直し

外国税額控除制度は国際的な二重課税を排除する上で、不十分であり、見直すべきである。

① 外国税額控除	繰越期間	現行 3 年の年数拡充
② 外国子会社配当益金不算入制度	益金不算入割合	95%から 100%へ拡充

国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしているが、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は 3 年と、税額を控除しきれないケースがある。

### (2) 国際的な取引に関する税務手続の簡素化・合理化

租税条約に基づき、利子、配当、工業所有権等に係る所得税の軽減又は免除を受けようとする場合に提出する届出書に関して、国内税法よりも租税条約を優先して適用することが既に規定されており、事務手続の簡素・合理化、事務負担軽減のために、届出書の提出は不要とすべきである。

## 3. その他

### (1) 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

完全支配関係のある会社への配当は、全額益金不算入となるにもかかわらず、一旦源泉徴収され、その後返却されるという手間のかかる制度となっている。

納税者への金利負担軽減、及び事務負担軽減のため、源泉徴収は不要とすべきである。

### (2) 企業年金に関する特別法人税の廃止

企業年金に関する特別法人税は、企業年金積立金に課税する制度で、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。本税制は令和 5 年 3 月末まで課税が凍結されているものの、元来課税の原則に反しており、制度そのものを廃止すべきである。

### (3) 税法と企業会計の調和

国際会計基準を踏まえた会計制度の変更により、企業会計と税法の乖離が拡大し、課税所得計算において実務上の負担が増大しないよう、以下の措置を要望する。

- ① 法人税法、地方税法、会社法、金融商品取引法において異なった処理が必要となり事務負担が増大していることから、これら法律間の会計処理統一化を要望する。
- ② 減価償却制度における損金経理要件を撤廃すべきである。